

福岡県性暴力加害者相談窓口

性犯罪で服役して
出所したが、もう
再犯したくない

性犯罪で保護観察
は終わったが、誰
かに相談したい

痴漢や盗撮が
やめられない

自分の性的な言動で
人を傷つけてしまう



性的な問題があっ
て、生活や仕事の
ことが不安

性に関する問題には、あなた一人だけでは解決が難しく、治療や支援が必要となる場合があります。あなたが性暴力の加害者にならずに、社会の中でよりよく生きていけるよう、私たちがあなたをサポートします。

あなたが性暴力の加害者にならないよう支援します

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

電話受付

まずはお電話くだ
さい。
来所日時の予約
を受け付けます。

面接相談（予約制）

資格を持った専門スタッ
フが面接相談を行います。
ご事情をお伺いし、支援
内容を検討します。

再犯防止・社会復帰支援

- ・再犯防止専門プログラムの実施
- ・社会復帰のための就労等の生活自立支援
- ・問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介 など

支援の流れ

「個人情報保護方針」に基づき、厳格な個人情報管理を徹底します。

※ 支援内容は、スタッフがお話をお伺いしたうえで決めますので、全ての支援が必ず受けられるわけではありません。

住所等の届出

子どもに対する性犯罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内に福岡県に住所又は居所を定めた場合、届出が必要です（詳しくは、裏面をご覧ください）。

相談時間：平日9：00～17：00

専用電話：092-289-9398

（事前予約制 まずはお電話ください）



住所等の届出

福岡県では、平成31年2月に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を制定しました。令和2年5月1日から、この条例の第17条の規定に基づき、子ども（18歳未満の者）に対する性犯罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内に福岡県内に住所又は居所を定めた場合、住所又は居所を定めた日から14日以内に届出をする必要があります。なお、条例第22条の規定に基づき、この届出をしない場合、又は虚偽の届出をした場合は5万円の過料が課されます。

届出が必要となる方

18歳未満の者に対し下記の罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年が経つまでに福岡県に住所又は居所を定める方。

〈対象の罪〉 ※令和6年5月1日から下線については対象の罪の追加及び罪名の変更があります。()内は刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)改正前の罪名であり、引き続き届出が必要になります。

- ・ 不同意わいせつ罪（強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪を含む）
 - ・ 不同意性交等罪（強制性交等罪・準強制性交等罪を含む）
 - ・ 監護者わいせつ、監護者性交等罪
 - ・ 不同意わいせつ致死傷罪、不同意性交等致死傷罪
(強制わいせつ致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、強制性交等致死傷罪、準強制性交等致死傷罪を含む)
 - ・ 面会要求等罪
 - ・ 監護者わいせつ致死傷罪、監護者性交等致死傷罪
 - ・ 営利目的等略取罪及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）
 - ・ 強盗・不同意性交等罪、強盗・不同意性交等致死罪 (強盗・強制性交等罪、強盗・強制性交等致死罪を含む)
 - ・ 児童に淫行させる行為
 - ・ 児童ポルノ製造罪
 - ・ 常習強盗・不同意性交等罪（常習強盗・強制性交等罪を含む）
 - ・ 性的姿態等撮影罪
- ※ 未遂罪の規定がある罪については、未遂罪の場合も届出が必要となります。

届出に必要なもの

1 届出書

2 在所証明書の発行に係る同意書

県は、届出内容を確認するため、届出をした人から同意書の提出を受け、在所証明書の発行を刑事施設の長に依頼します。

→ これらの様式は、福岡県のホームページで入手できるほか、電話で問い合わせただけであれば、郵送します。

届出の方法

- ・ 届出の方法は、来所又は郵送とします。
- ・ 届出にあたっては、来所又は郵送先をお伝えするため、表面記載の専用電話にお電話ください。

※ 届出られた情報は、条例第17条第4項の規定に基づき、届出者の再犯防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外には使用しません。

※ 届出を受け付けた後は、届出者の意向に応じ、表面に記載の再犯防止及び社会復帰のための支援を行います。